

決 定 要 旨

被 審 人（住所）愛知県名古屋市中村区本陣通二丁目 3 2 番
（名称）株式会社MTG
（法人番号 6180001051390）

上記被審人に対する令和4年度（判）第1号金融商品取引法違反審判事件について、金融商品取引法（以下「法」という。）第185条の6の規定により審判長審判官長尾洋子、審判官城處琢也、同高津戸朱子から提出された決定案に基づき、法第185条の7第1項の規定により、下記のとおり決定する。

記

1 主文

被審人に対し、次のとおり課徴金を国庫に納付することを命ずる。

- (1) 納付すべき課徴金の額 金366万円
- (2) 課徴金の納付期限 令和4年8月17日

2 事実及び理由

課徴金に係る法第178条第1項各号に掲げる事実、法令の適用及び課徴金の計算の基礎は、別紙のとおりである。

被審人は、第1回の審判の期日前に、課徴金に係る法第178条第1項第4号に掲げる事実及び納付すべき課徴金の額を認める旨の答弁書を提出しており、上記事実が認められる。

令和4年6月16日

金 融 庁 長 官 中 島 淳 一

(別紙)

1 課徴金に係る法第178条第1項各号に掲げる事実

法第178条第1項第4号に該当

被審人は、愛知県名古屋市中村区本陣通二丁目32番に本店を置き、その発行する株式が東京証券取引所グロース市場（令和4年4月4日、市場区分見直しに伴いマザーズ市場から移行）に上場されている会社である。

被審人は、売上の過大計上という不適正な会計処理を行った。

この結果、被審人は、関東財務局長に対し、下表のとおり重要な事項につき虚偽の記載がある四半期報告書を提出したものである。

表

継続開示書類		虚偽記載			
提出日	書類	会計期間	記載項目	主な内容（注）	主な事由
平成31年 2月13日	第24期第1四半期（平成30年10月1日～同年12月31日）に係る四半期報告書	平成30年10月1日～同年12月31日の第1四半期連結累計期間	四半期連結損益計算書	親会社株主に帰属する四半期純利益が▲1,760百万円であるところを719百万円と記載	売上の過大計上

（注）金額は百万円未満切捨てである。

2 法令の適用

上記1の表に掲げる事実につき

法第172条の4第2項、第24条の4の7第1項、第176条第2項、第185条の7第14項

3 課徴金の計算の基礎

上記1の表に掲げる事実につき

法第172条の4第2項の規定により、被審人の第24期事業年度（平成30年10月1日から令和元年9月30日まで）第1四半期（平成30年10月1日から同年12月31日まで）に係る四半期報告書（以下「第24期第1四半期報告書」という。）について算出した額は、

被審人が発行する算定基準有価証券の市場価額の総額に10万分の6を乗じて得た額14,653,242円が、

6,000,000円

を超えることから、

14,653,242 円の 2 分の 1 に相当する額である 7,320,000 円（法第 176 条第 2 項の規定により 1 万円未満の端数を切り捨て。）

となるが、法第 26 条第 1 項の規定による検査等が行われる前に、課徴金の減額に係る報告書が提出されていることから、法第 185 条の 7 第 14 項の規定により、

7,320,000 円に 100 分の 50 を乗じて得た額に相当する額である 3,660,000 円

となる。